

## 就労支援サービス

問題 143 最近の雇用・労働の状況に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「平成25年労働力調査」(総務省)によれば、平成25年平均の完全失業率は約6%である。
- 2 「平成25年労働力調査」(総務省)によれば、平成25年の役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の割合は年平均3分の1を超えている。
- 3 厚生労働省発表の平成25年度分の一般職業紹介状況によると、有効求人倍率は年度平均約0.5倍である。
- 4 「平成24年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)によれば、男性の育児休業取得者の割合は約5%である。
- 5 「平成24年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)によれば、規模5人以上の事業所で介護休業制度の規定がある事業所の割合は約3分の1である。

問題 144 生活保護受給者に対する就労支援について、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 就労意欲の低い者は対象としない。
- 2 公共職業安定所(ハローワーク)で職業紹介を受けさせるためのものである。
- 3 就労支援を受けることが、生活保護受給を継続する条件となる。
- 4 現在就労している者は対象としない。
- 5 就労支援では、本人の同意を得て自立活動確認書の作成を求める。

**問題 145** 事例を読んで、Y事業所が工賃増のためにとるべき対応として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Y事業所は、利用者のほとんどが知的障害者である就労継続支援B型事業所である。利用者の月額平均工賃は約12,000円であり、長い期間横ばいの状態である。作業は企業からの受注作業が大半を占めており、最近、受注量が減少している。

- 1 現在の3倍以上の目標工賃を設定し、工賃増に向けた利用者の意識を変える。
- 2 利用者による時間外、休日の作業を増やして生産性を上げる。
- 3 経営分野の関係者の協力を得て、市場ニーズに合った自主製品の開発に努める。
- 4 「障害者優先調達推進法」に基づき、自治体に仕事の発注について相談する。
- 5 企業に事業所への発注は障害者雇用率に算定できることを伝え、受注を増やす。

(注) 「障害者優先調達推進法」とは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」のことである。

**問題 146** 障害者雇用率制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「障害者雇用促進法」の改正により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加えられることになった。
- 2 障害者雇用納付金を納付すれば、障害者雇用義務が免除される。
- 3 身体障害者手帳1級を所持する障害者を雇用した場合、1人をもって3人分として実雇用率を算定できる。
- 4 法定雇用率が未達成の場合には、自動的に企業名が公表される。
- 5 特例子会社とは、事業内容を勘案して障害者の雇用義務を課さないと認められた子会社のことである。

(注) 「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。